



平成20年6月18日

各 位

会 社 名：日本土建株式会社  
(コード：1998 JASDAQ)  
代表者名：代表取締役社長 田村 欣也  
問合せ先：専務取締役 安部 學  
(TEL：059-229-5643)

## 大倉物産株式会社による当社株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

大倉物産株式会社は、平成20年5月7日(水曜日)から平成20年6月17日(火曜日)までの30営業日において当社株式に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

平成 20 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名：大倉物産株式会社  
代表者名：代表取締役 田村 憲司

## 日本土建株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 2 日開催の株主総会において、日本土建株式会社（以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、5 月 7 日から実施していましたが、当該公開買付けが 6 月 17 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地  
大倉物産株式会社  
三重県津市大倉 19 番 1 号
- (2) 対象者の名称  
日本土建株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類  
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定の下限	③株式に換算した 買付予定の上限
株 券	2,454,700 株	2,454,700 株	—株
新株予約権証券	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株
株券等預託証券( )	—株	—株	—株
合 計	2,454,700 株	2,454,700 株	—株

- (注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が「株式に換算した買付予定の下限」（2,454,700株。以下「買付予定の下限」といいます。）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限（2,454,700株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注 2) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人又は復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合に

は、対象者は法令の手続に従い買付け等の期間中に自己の株式を買取ることがあります。  
この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。

(注4) 対象者の第65期中半期報告書(提出日:平成20年3月28日)に記載された数値を基準とすると、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は、平成19年12月31日現在の発行済株式総数(8,409,000株)から、対象者が所有する自己株式(179,340株、平成19年12月31日現在)を控除した株式数(8,229,660株)です。ただし、田村憲司、対象者の代表取締役社長である田村欣也、対象者の取締役である田村頼一、田村憲司の息子である田村憲久氏、田村憲司の甥である田村篤司氏及び日の出産業有限会社(以下、田村憲司、田村欣也、田村頼一、田村憲久氏、田村篤司氏及び日の出産業有限会社を総称して「創業者一族等」といいます。)は、原則として公開買付者との間でその所有する全ての株券等について本公開買付けに応募しない旨の合意をしており、創業者一族等が所有する全ての株券等(3,320,343株)を控除した場合は、最大4,909,317株となります。

(5) 買付け等の期間

平成20年5月7日(水曜日)から平成20年6月17日(火曜日)まで(30営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、800円

(以下「本公開買付価格」といいます。)

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	2,454,700株	2,454,700株	—株	4,806,420株	4,806,420株
新株予約権証券	—株	—株	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株	—株	—株
株券等信託受益証券	—株	—株	—株	—株	—株
株券等預託証券	—株	—株	—株	—株	—株
合計	2,454,700株	2,454,700株	—株	4,806,420株	4,806,420株

(2) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(4,806,420株)が買付予定の下限(2,454,700株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	33,431個	(買付け等前における株券等所有割合 40.62%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	48,064個	(買付け等後における株券等所有割合 58.43%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	33,202個	(買付け等後における株券等所有割合 40.36%)
対象者の総株主等の議決権の数	82,265個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後にお

ける特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第65期中半期報告書（提出日：平成20年3月28日）に記載された平成19年12月31日現在の総株主等の議決権の数（1単元の株式数は100株）です。「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていたため、対象者の第65期中半期報告書に記載された平成19年12月31日現在の発行済株式総数（8,409,000株）から同日現在の対象者の所有する自己株式数（179,340株）を控除した株式数（8,229,660株）に係る議決権の数（82,296個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式の応募に係る議決権の数の増加はございませんでしたので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記半期報告書に記載された平成19年12月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数（82,265個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 3,845百万円

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成20年6月24日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方（以下「応募株主等」という。）の住所又は所在地（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けで、公開買付者が創業者一族等所有分と合わせて対象者の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを取得できなかったため、公開買付者及び対象者は、本公開買付けに係る公開買付届出書等において開示されていたとおり、公開買付者及び創業者一族等を除く対象者の株主に対して対象者株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者及び創業者一族等が合わせて対象者の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを所有する手続きを実施することを企図しております。

具体的には、公開買付者は、①対象者定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者定款の一部変更をして、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい

ます。)を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請しております。対象者はかかる要請に応じて、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催する予定です。

なお、対象者取締役会は、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日の設定公告を平成 20 年 6 月 16 日に行い、当該基準日を（対象者の定時株主総会の基準日と同一の日である）平成 20 年 6 月 30 日としております。上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する詳細については、その決定次第速やかに開示いたします。

公開買付者は、本公開買付けにより、創業者一族等による所有分と合わせて対象者の発行済株式総数の 96.64%を所有することになり、上記の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会が開催された場合には、公開買付者及び創業者一族等は上記各議案に賛成する予定です。上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式については全部取得条項が付された上で、対象者が所有する自己株式を除く全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、かかる取得の対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式が 1 株未満の端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下、同じ）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格（800 円）を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は未定ですが、公開買付者は対象者に対して、公開買付者及び創業者一族等が合わせて対象者の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを所有することになるよう、公開買付者及び創業者一族等以外の対象者の株主に対し交付しなければならぬ対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記①ないし③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことが出来る旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うに際しての必要な手続きに関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。なお、上記①ないし③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者及び創業者一族等の株式所有状況並びに公開買付者及び創業者一族等以外の対象者株主による対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者及び創業者一族等が合わせて対象者の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを所有することとなるよう、公開買付者及び創業者一族等以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

公開買付者は、公開買付者及び創業者一族等が合わせて対象者の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを所有した後、対象者を吸収合併存続会社とし公開買付者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを企図しています。本合併を実施することが決定された場合、本合併の内容については、関係法令に従い公告等の方法によりお知らせいたします。

また、公開買付者は、公開買付者及び創業者一族等が合わせて対象者の発行済株式総数（自己株

式を除く)の全てを所有した後において、建設事業、開発事業及び放送通信事業における各事業の安定性、収益性、成長性等に適合した経営資源の再配分を行うため、本合併の後、グループ内再編に関する可能性についても検討する予定です。ただし、本合併以外の対象者のグループ内再編の内容は、現時点では未定です。

なお、本公開買付けは上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

公開買付者は、上記の手續きに従い、公開買付者及び創業者一族等が合わせて対象者の発行済株式総数(自己株式を除く)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

大倉物産株式会社

(三重県津市大倉 19 番 1 号)

株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号)

以 上